

平成27年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成27年12月9日 午前10時00分 開会
午前11時03分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 欠 員 | 2番 内 野 悦 子 |
| 3番 川 村 優 子 | 4番 西 川 朗 |
| 5番 増 田 順 弘 | 6番 岡 本 吉 司 |
| 7番 朝 岡 佐一郎 | 8番 西 井 覺 |
| 9番 藤井本 浩 | 10番 吉 村 優 子 |
| 11番 阿 古 和 彦 | 12番 赤 井 佐太郎 |
| 13番 下 村 正 樹 | 14番 西 川 弥三郎 |
| 15番 白 石 栄 一 | |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 山 下 和 弥 | 副 市 長 | 生 野 吉 秀 |
| 教 育 長 | 大 西 正 親 | 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| まちづくり統括技監 | 松 倉 昌 明 | 総 務 部 長 | 山 本 眞 義 |
| 企 画 部 長 | 米 井 英 規 | 市民生活部長 | 芳 野 隆 一 |
| 都市整備部長 | 土 谷 宏 巖 | 都市整備部理事 | 木 村 喜 哉 |
| 産業観光部長 | 下 村 喜代博 | 保健福祉部長 | 山 岡 加代子 |
| 教 育 部 長 | 吉 村 孝 博 | 上下水道部長 | 川 松 照 武 |
| 会 計 管 理 者 | 邨 田 康 司 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 寺 田 馨 | 書 記 | 中 井 孝 明 |
| 書 記 | 新 澤 明 子 | | |

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第68号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議第69号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について
- 日程第5 議第70号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて
- 日程第6 議第71号 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについて
- 日程第7 議第72号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第73号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第74号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第75号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第76号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第77号 訴えの提起について
- 日程第13 議第78号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）
- 日程第14 議第79号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第15 議第80号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第16 議第81号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第17 議第82号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第18 議第83号 平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

赤井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成27年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成27年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

年の瀬の慌しさが感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第68号から日程第18、議第83号までの16議案であります。議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第4回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のご多忙な時期にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、葛城市の行政運営にご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件は、人事案件が1件、議決案件が15件など、全部で16件でございます。案件内容につきましては、それぞれ提案時にその都度説明を申し上げますので、慎重なご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様、よろしく願いいたします。

赤井議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、増田順弘君、9番、藤井本浩君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

14番、西川弥三郎君。

西川弥三郎議会運営委員長 おはようございます。

平成27年第4回葛城市議会定例会に当たりまして、去る11月30日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果について報告を申し上げます。

まず、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、議第68号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後に質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決まで行います。なお、本案につきましては人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

次に、日程第4、議第69号議案につきましては、指定管理者の指定についての議案でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第5、議第70号から日程第11、議第76号までの条例制定及び一部改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、審査を願います。総務建設常任委員会には、議第70号、議第72号、議第73号及び議第76号の4議案を、厚生文教常任委員会には、議第71号、議第74号及び議第75号の3議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第12、議第77号議案につきましては、訴えの提起についての議案でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第13、議第78号議案につきましては、工事請負契約の変更契約の締結についての議案でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第14、議第79号から日程第18、議第83号までの平成27年度各会計補正予算5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第79号議案につきましては2つの常任委員会に関係部分をそれぞれ分割付託し、議第80号、議第81号、議第82号及び議第83号の4議案につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期については、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日12月9日から21日までの13日間とし、10日午前9時30分より議会改革特別委員会を開催します。11日午前10時より本会議、一般質問を行います。14日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。15日は休会とし、16日午前9時30分より総務建設常任委員会、17日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査を、また、議会改革特別委員会におかれましても所管事項

の調査について審査をお願いいたします。

18日は午前10時より議会全員協議会を開催します。21日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会及び特別委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告を願います。その後、各常任委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり2件でございます。所管においてご協議を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

赤井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日12月9日から21日までの13日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日12月9日から21日までの13日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第68号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第68号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求めらる。

記

住所 葛城市葛木●●●

氏名 米田知昭

昭和●年●月●日生
平成27年12月9日提出
葛城市長 山下和弥
以上でございます。

赤井議長 本案につき、提案者の説明を求めます。
山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第68号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の米田知昭氏が本年12月20日付をもって任期満了となります。米田氏におかれましては、平成25年6月20日から葛城市教育委員に就任され、人格が高潔で、教育、子育て及び地域の文化に関し高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、引き続き教育委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び同法第5条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第68号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。
山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年の秋に葛城市道の駅かつらぎをオープンすることに伴いまして、株式会社道の駅かつらぎを、施設の管理を行う指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定期

間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第69号の葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、若干の質疑を行ってまいります。

まず、道の駅の指定管理者に指定を行います手続の問題について伺ってまいります。

葛城市道の駅かつらぎを設置し、指定管理者による管理などを規定した葛城市道の駅かつらぎ条例が提出、議決されたのは、11月12日の第3回臨時会のことであります。その後、指定管理者を選定する手続が開始されたということになるわけであります。募集要項の配布期間を見てみますと、11月16日月曜日から11月19日木曜日までの4日間、申請の受け付けが11月20日金曜日から11月26日木曜日までの1週間、7日間です。公募期間は合わせて11日間です。そして、11月27日の選定審査日、この間までは12日間ということになっております。超短期間で公募型プロポーザルによって選定をされているのでありますが、どの程度の応募があったのか、まずお伺いをしておきたい、このように思います。

次に、募集要項の6でありますけども、申し込み方法、提出書類等を見てみますと、①から⑭の書類の提出を求められています。結構膨大な資料であります。これを提出するとなれば、当然、相当な時間、日数がかかると考えます。それは、株式会社道の駅かつらぎが運営の基本構想をつくるのに平成23年から平成27年の4年間かかっていることを見ても、これは大変なことだということがわかるわけであります。

ところが、募集要項の5、応募資格では、ただし書きが書かれています。「ただし、新会社については、実績・経験を必要とする要件は適用しないので、これに関する書類は不要」と書かれております。新会社は実績がないわけですから一定その理由は理解できるわけでありまして、どのような書類そのものが必要でないのか、応募要項に基づいてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、選定事業者についてであります。公募型プロポーザルで株式会社道の駅かつらぎが選定されたというわけでありまして。先般の奈良新聞の新聞記事を読みますと、「地元経営者らが設立した株式会社道の駅かつらぎ（高木正年社長）を指定する議案なども提案する」、こういう記事が書かれているわけでありまして。

応募要項の5、応募資格の①では、「道の駅の管理運営を円滑に行うことが認められる法人であること」とか、②では、「市との緊密な連携を行う十分な位置に主たる事務所を有する法人であること」など、9項目にわたって規定をされています。株式会社道の駅かつらぎがこのような資格要件を満たしているのかどうか、また、どのような理由、根拠をもって決定されたのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

赤井議長 下村部長。

下村産業観光部長 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

まず、道の駅かつらぎの指定管理の公募につきましては、平成27年11月16日から11月19日の間、募集要項の配布を行いまして、同年11月20日から11月26日までの間、申請書の受け付けを行いました。申請書の提出につきましては、株式会社道の駅かつらぎの1社でございました。申請書につきましては、不備、不足はなく、平成27年11月27日、葛城市指定管理者選定委員会を開催いたしまして、申請者によるプレゼンテーション及び書類審査を行っていただきまして、審査の結果、株式会社道の駅かつらぎを候補者として選定いただきました。

審査の内容につきましては、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の第3条の規定に掲げられている基準等により選定させていただいたものでございます。

また、指定管理者の応募要件の内容でございますが、その中で、新しい会社の場合は実績・経験を必要とする要件の書類は提出不要となっております。その提出書類につきましては、新しい会社につきましては経営がまだされておられませんので、法人の経営状況に関する証明書や納税証明につきましては不要となっております。

また、株式会社道の駅かつらぎの住所につきましては、現在、中戸541番地に住所を置かれておりますが、現在、新しい場所を市内で探されているということでお聞きしております。

以上でございます。

赤井議長 白石君。

白石議員 下村部長からご答弁をいただきました。応募された事業者は1社だけであったと、こういうことであります。設置条例が提案された臨時会においてもこのことが危惧をされたわけがありますけれども、当然、募集期間が、要項の配布から申請の受け付け、この期間を合わせて11日間しかないわけでありまして。審査が1日ありますから、11日間しかないわけです。こんな中で、他の民間事業者が応募できるような要項にはなっていないわけでありまして。膨大な資料を用意しなければならないわけです。こういう形で決められたということがはっきりとしたわけでありまして。

さらに、新会社については、ただし書きにおいて、今、部長が答弁されたように、法人の経営状況を証明する書類、あるいは法人の納税証明書が省かれるということでありまして。法人の納税証明書については、これは当然、実績がないわけで、課税されないわけですがけれども、法人の経営状況を説明する書類、これも実績がないわけですがけれども、提出しようがないけれども、大事な書類なんですね。法人の経営が実際にどういう実態になっていたか、そういうことが全く把握できない。新会社1社だけでプロポーザルを行い、決定されたということであるというふうに思うんですね。全くこの募集要項から決定に至る経過は、これは株式会社道の駅かつらぎのためにつくられたものだと、ルールを敷いたものだと言わざるを得ないわけでありまして。

部長は先に答えていただきましたけれども、例えば、株式会社道の駅かつらぎの主たる事務所、本社です。私、法人登記をとってみますと、その住所は中戸541番地の1ということになっております。これを調べてみますと、中戸の方の土地で現在借地をされていて、そこ

へプレハブの事務所が建っていると。これが主たる事務所、本社、こういうことに当たるのかどうかですね。この点も当然審査をされているわけでありまして、今後、主たる事務所、本社機能を持つ事務所をどうなされるのか、この点を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それと、応募資格の⑨、応募時において施設の管理運営の経験を有し、当該施設の管理運営に不可欠な資格等（防火管理者（甲類）、その他必要な資格）を有していること。先ほどの部長の答弁の中ではこの点については言及がなかったわけでありまして、現在、そういう資格を有しているのかどうか、この点を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、私、株式会社道の駅かつらぎが指定管理者に選定された、そして、本定例会において議決を求められるということになって、やはりそうなってきたのかというふうに思っているわけですが、先ほど新聞報道の記事を読みましたが、株式会社道の駅かつらぎの高木社長は商工会の会長であり、平成21年7月20日に地域活性化（仮称）道の駅計画検討委員会設立。これは行政が道の駅計画をつくるために、民間からの代表とか県の職員等も入れてつくられた委員会であります。その中に、商工会を代表してこの株式会社の高木社長がおられるし、また、専務の農業委員会の会長である堀川さんがおられます。また、取締役である住民代表の田中邦男さんがおられるんですね。

そして、その後、平成23年10月12日、株式会社道の駅かつらぎ発起人代表という形で「新道の駅設立要望書」を市長宛てに届けているんですね。この要望書は、私は忘れもしない、平成23年10月25日の都市産業常任委員会に道の駅かつらぎの計画書が初めて提出された日があります。その日に資料をお渡しいただいた。常任委員会に提出された資料ですね。その一番上に載っていた、とじていた書類がこの「新道の駅設立要望書」なんです。この設立要望書、（仮称）株式会社道の駅かつらぎの発起人代表、高木正年さんです。そして、堀川雅由さんですね。ここでも同じ名前が出てきています。

しかも、これは、設立の要望だけではなくて、この要望書の後段のところ、「この施設の運営に際しては、農商工業者が中心となった連携経営が母体となっていくための関係団体で構成する共同出資会社を設立し、運営を行うものであります」と、こう言っているんですね。書いているんです。要望しているんじゃないんです。「運営を行うものであります」と、もう決めつけちゃって、市長に要望し、常任委員会に提出をされているわけでありまして。

その後、平成23年11月28日に（仮称）道の駅かつらぎ設立委員会が設置されました。道の駅の施設の規模や内容、配置、そして、事業計画や経営分析、これらを設立委員会にお任せをする、こういうことになりました。そのメンバーの中には、今申しましたお三方はもちろん入っておりますし、その後、設立準備会に改称しましたが、その20人のメンバーにもこのお方たちが入っておられるわけでありまして。

そして、今年の7月12日にマルベリーホールで行われた「農業フォーラム」「農産物直売所出荷説明会」、こういうチラシが配られましたけれども、これを主催しているのはどこかといいますと、道の駅かつらぎ設立準備会なんですね。そして、後援は葛城市なんです。さ

らに、さきの臨時会でも私は言いましたけれども、主権が株式会社道の駅かつらぎ、まさに指定管理の指定で議決を求められている会社です。この会社が、平成27年第3回臨時会が開催される前にチラシを発行し、平成27年11月14日土曜日にテナント募集説明会、ワゴンショップ募集説明会をやっているわけであります。そして、このたびの11日間の公募において、ここの1社だけが応募をし、選定委員会で選定をされたと、こういうことであります。誰が考えたっておかしな流れじゃないですか。おかしなてんまつではないですか。

そこで、お伺いしておきたいと思います。当然、指定管理者の指定に当たっては、やはり、地方自治法第224条の2の規定に基づいて公正・公平に。当然、指定管理者制度は競争性を求められているわけではありませんけれども、やっぱり複数の事業者に提案をしていただく、これが制度の趣旨であり、運用の原則です。そういうことに基づいて、私は、選定委員会といたしましたか、その委員会の中で議論されたというふうに思うんです。

選定委員会の中で、まずお聞きしたいのは、選定委員はどんなメンバーだったのか。こういうことに対して、やはり、法に基づき制度を実施していくに当たって、公平性、透明性、そういう確保の問題についてご議論をされたのか。どのようなメンバーが議論されたか、メンバーを教えてください、このように思います。

(発言する者あり)

赤井議長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時40分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

下村部長。

下村産業観光部長 ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

まず、株式会社道の駅かつらぎの住所でございますが、先ほども申しましたが、現在、新しい場所を市内で探しておられると聞いております。

それと、応募要領の中の資格要件でございますが、こういうような商業施設を運営する場合は、いろんな運営する場合の資格が必要でございます。その中で仕様書にも細かく規定をしておりまして、その中で、新しい施設で必要とする資格につきましては、運営時のオープンまでに資格を取得するというような形で仕様書の中で規定させていただいております。

それと、指定管理者の選考委員会のメンバーでございますが、葛城市指定管理者選定委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づきまして、副市長を委員長として、9名の委員を委嘱いたしまして、11月27日に委員会を開催いたしまして、1名の委員の欠席がありましたが、8名の委員出席のもと委員会が行われました。

以上でございます。

赤井議長 白石君。

白石議員 その9人、これは市役所内の部長であるとか、所管の部長であるとか、総務部とか企画部とかの部長であるとか、そういうメンバーはわかりますか。ちゃんと部外者が入っているんですか。メンバーについて教えてください。

赤井議長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時42分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長。

生野副市長 ただいまの選定委員についてでございます。先ほど下村部長が申しあげましたように、私が委員長でございます。あとのメンバーにつきましては、教育長、まちづくり統括技監、総合政策企画監、企画部長、総務部長、都市整備部長、都市整備部理事、産業観光部長の9名でございます。

以上です。

赤井議長 白石君。

白石議員 もう質疑はできませんので、下村部長並びに生野副市長の答弁をもとに所見を述べておきたいというふうに思います。

資格要件の「応募時において施設の管理運営の経験を有し、当該施設の管理運営に不可欠な資格を有していること」、これらについては、オープンまでにそういう有資格者を用意する、あるいは育成をする、こういうことであって、現時点では有資格者が整っているということではないということだったというふうに思います。

また、公募の応募に対するプロポーザル審査において、メンバーが副市長から言われました。これは全て内部の職員であります。全く客観性とか透明性とか、本当に公平性が伺えない、そういうメンバーではないですか。まさに先ほど私が言いましたように、平成21年7月20日の検討委員会が設立されて以来、一貫して要望書のとおり、(仮称)株式会社道の駅かつらぎが運営をいたしますと言っているとおりになっているということであります。このことを議論の前段として、私はこの本会議において質疑をし、さらに付託された常任委員会において十分な審査をされることを求めておきたい、このように思います。

以上です。

赤井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第69号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第5、議第70号から日程第11、議第76号までの条例の制定及び一部改正7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第70号から議第76号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第70号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについてでございます。

平成25年5月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、本年10月から、住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知され、平成28年1月からその利用が始まります。マイナンバー制度は、行政の効率化、添付書類の削減等による市民の利便性の向上、不正な受給の防止を図るなど、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、社会保障、税、災害対策分野において、国、都道府県、市町村の間で情報連携を行うことができます。しかし、マイナンバー法で規定されていない事務で、独自にマイナンバーを利用する場合や、市の機関内部で庁内連携する場合、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合は条例にその旨を規定する必要があるため、本条例を制定するものでございます。平成28年1月1日及びマイナンバー法の施行に合わせて施行するものでございます。

次に、議第71号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、重度心身障害老人等に係る医療費助成事業の事務内容及び事務手続、必要書類等について根拠規定を明確化するほか、条例として定められております他の福祉医療制度との均衡を図るため、現行の葛城市重度心身障害老人等医療費助成要綱を廃止し、条例化するものでございます。平成28年1月1日から施行するものでございます。

次に、議第72号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、定期監査の実施期間を延長することにより、より一層充実した監査運営を図るため、本条例を改正するものでございます。内容につきましては、地方自治法第199条第4項の規定による監査の実施期間につきまして、10月または11月に行うとする規定を、毎年10月から翌年3月までに行うとする規定に改正するものでございます。平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第73号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、地方税における徴収猶予及び換価の猶予の申請手続等を定めるもののほか、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する改正を行うものでございます。また、マイナンバー法の公布に伴う所要の措置といたしまして、各種申請書等に個人番号または法人番号を記載する旨を規定するものでございます。平成28年1月1日及び同年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第74号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー法の公布により、国民健康保険税の減免申請書に個人番号を記載する旨の改正を平成28年1月1日から施行するものでございます。また、地方税法等の一部を改正する法律等の公布により、国民健康保険税の減免の申請期限を各市町村の実情に応じて規定すると明確化されたことに伴いまして、申請期限を「納期限前7日」から

「納期限まで」とする改正を行うもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。次に、議第75号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー法の公布により、保険料の徴収猶予及び減免の申請書に個人番号を記載する旨の改正を行うものでございます。平成28年1月1日から施行するものでございます。

最後に、議第76号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行により、被用者年金制度全体の公平性、安定性確保の観点等から、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、非常勤消防団員等に係る傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償において、当該補償の受給権者が同一の事由により、厚生年金保険法等、他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行う規定を定めるものでございます。公布の日から施行し、本年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第70号、議第72号、議第73号及び議第76号の4議案については総務建設常任委員会に、議第71号、議第74号及び議第75号の3議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第12、議第77号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第77号、訴えの提起につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、昭和57年に北葛城郡新庄町大字疋田において開発行為が行われた際に、北葛城郡新庄町大字疋田字コウベ40番地の一部、41番地1番の一部、43番地12、43番地13、43番地16、44番地5及び44番地6に公共施設の道路が設置されました。翌年9月9日の工事完了公告の翌日に都市計画法第40条第2項の規定に基づき、公共施設の道路の所有権が当該道路を管理すべき新庄町に帰属したものと、合併によりこれを承継する葛城市が所有権確認等請求事件の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第77号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第13、議第78号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第78号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年6月の議会定例会におきまして、工事請負契約の締結の議決をいただきました葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事につきまして、施設整備を進めてまいりましたが、現場の状況等により、新庄北小学校の基礎工事の残土処分費用等の見直しが必要となったため、契約金額を3億5,856万円から3億4,398万円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第78号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第14、議第79号から日程第18、議第83号までの平成27年度各会計補正予算5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第79号から議第83号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第79号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,876万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億2,935万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。また、総務費では交通安全対策に係る測量設計等委託料及び工事請負費、民生費では前年度確定額に伴う生活保護費、国庫負担金返還金、衛生費では新庄クリーンセンター解体に伴う発注仕様書作成業務委託料、土木費では地域活性化事業に係る工事請負費、教育費では磐城小学校附属幼稚園改築工事に伴う設計等委託料の追加等の補正をお願いするものでございます。

次に、議第80号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,787万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,527万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、平成26年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金及び一般被保険者高額療養費の追加、退職被保険者等療養給付費の減額等でございます。

次に、議第81号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,910万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加、保険給付費の追加及び減額でございます。歳入につきましては、一般会計繰入金の追加でございます。また、介護サービス事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,892万円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加、委託料の追加及び賃金の減額でございます。歳入につきましては、一般会計繰入金の追加でございます。

次に、議第82号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,144万円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費及び公債費の追加等でございます。

最後に、議第83号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,280万円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第79号議案の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第79号の関係部分、議第80号、議第81号、議第82号及び議第83号の5議案をそれぞれ付託し、審査願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおりでございます。12月11日、14日、21日のそれぞれ午

前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、10日午前9時30分から議会改革特別委員会、16日午前9時30分から総務建設常任委員会、17日午前9時30分から厚生文教常任委員会、18日午前10時から議会全員協議会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時03分